

2018. 11. 19

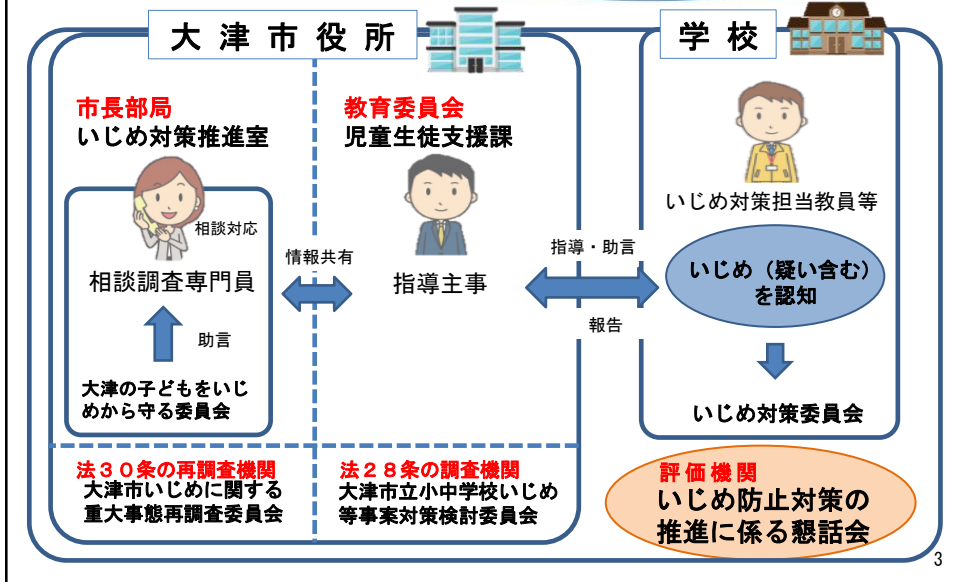
いじめ防止対策推進法 改正に伴うプロジェクトチーム

大津市のいじめ対策の取組

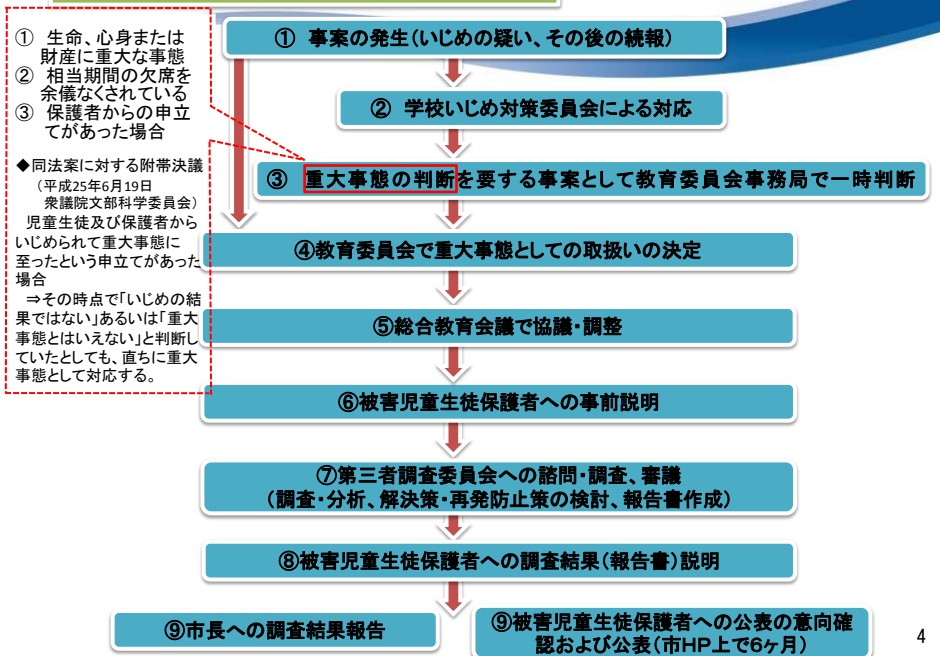
大津市長 越 直美

1. 大津市のいじめ対策体制
2. 法30条の再調査機関
3. いじめ対策に係る評価・計画策定機関
4. いじめ対策担当教員
5. 学校のいじめ対策委員会
6. いじめの件数の推移

1. 大津市のいじめ対策体制



重大事態対応の流れ<概略>



2. 法30条の再調査機関

(大津市いじめに関する重大事態再調査委員会について)

【現状】

いじめ防止対策推進法に基づき設置される第三者委員会の委員選任について、不透明な人選により、保護者から不信感を招くケースが生じている。



【本市再調査委員会条例による委員の選任】

- ・委員6人以内で、当該保護者と協議の上、市長が委嘱する。
- ・委員のうち、半数以上はいじめを受けた子どもの保護者の推薦する者とする。
- ・いじめを受けた子どもの保護者等は、委員について中立的かつ公平な調査を行うことができない相当な理由があると認めるときは、市長に対して、その理由を示して当該委員の解嘱を求めることができる。

【その他】

- ・本委員会は、再調査の必要があると認められたときに、その都度設置する。
- ・委員会の事務局は、市民部いじめ対策推進室（総務部が担う場合あり）が担当する。
- ・子ども・保護者の同意のうえ報告書を公表する旨を規則にて規定。

5

3. いじめ対策に係る評価・計画策定機関

市長部局において、地方いじめ防止基本計画（大津市いじめの防止に関する行動計画）を策定する。（計画には、**88項目の具体的な取組**を記載）



計画に基づき、市・市教委・学校が具体的な取組を実施

市・市教委・学校のいじめ対策の取組に対して、評価や意見を求めるため、また、計画を策定するため、有識者等による第三者機関「**いじめ防止対策の推進に係る懇話会**」を設置



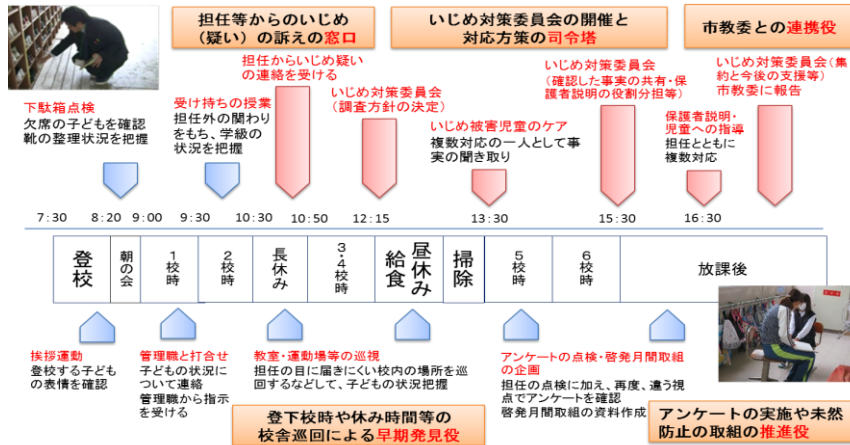
懇話会からの評価や意見をもとに、次年度の事業や次期計画の具体的な取組に反映



6

4. いじめ対策担当教員

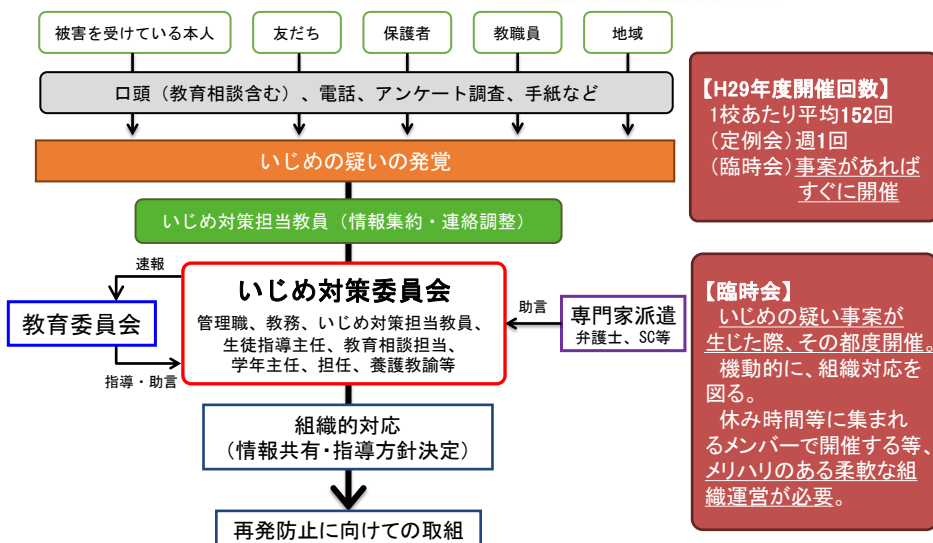
小学校 学校生活の中のいじめ対策担当教員の1日



配置に要する経費 約2億3,200万円(平成30年度)

7

5. 学校のいじめ対策委員会



8

6. いじめの件数の推移

(小中学校合計)

年度	いじめ 認知件数	対前年数	対前年比	平成21年度 比の増加数	平成21年度 比の増加率
平成21年度	49	0	0.00%	0	0
平成22年度	53	4	108.16%	28	108.16%
平成23年度	151	98	284.91%	126	308.16%
平成24年度	418	267	276.82%	393	853.06%
平成25年度	587	169	140.43%	562	1197.96%
平成26年度	568	-19	96.76%	543	1159.18%
平成27年度	816	248	143.66%	791	1665.31%
平成28年度	1209	393	148.16%	1184	2467.35%
平成29年度	2531	1322	209.35%	2506	5165.31%

※平成23年度からはいじめの疑い件数含む

